

# 任意後見「移行型」により支援してもらうには！

## 1 転ばぬ先の杖

本人の不安は、将来、①身体能力の劣化、又は②判断能力の減退により、自立した生活ができなくなったときです。その場合の保護・支援策は下図の任意後見移行型です。



注 任意後見制度の利用者は9割以上が移行型を利用

## 2 任意後見「移行型」の準備

### (1) 任意後見「移行型」受任者の選定

信頼できる親族がいないとき、信頼ある第三者(法人を含む。)を選定します。

### (2) 任意後見「移行型」契約の内容決定

ア 本人と受任者は、本人の自己決定権を尊重して契約内容を定めます。

イ 契約案では、支援する仕事の範囲、方法、報酬等を決めますが、専門家の手助けがあると便利です。

### (3) 任意後見「移行型」契約の締結

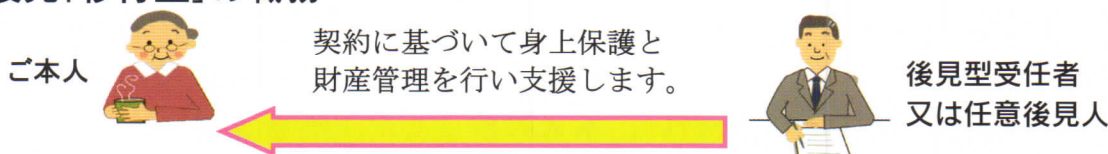
この契約案を公証役場に持参し、「公正証書」とします。

## 3 任意後見「移行型」のスタート

(1) 「後見型委任契約」は、委任者から「書面」により契約発効の申出があったとき。

(2) 「任意後見契約」は、判断能力が不十分になったため、「任意後見監督人」の選任があったとき。

## 4 任意後見「移行型」の職務



(1) 後見型契約の受任者と任意後見人の職務は、ともに身上保護と財産管理です。

(2) 身上保護重視の後見として、本人との面談、寄り添いによる身上把握、適切な生活、介護、医療等の支援、預貯金の払出し、不動産の管理等を行います。

(3) ライフプラン(介護費用が不足するときの家屋敷の売却、終の棲家の決定等)のほか、柔軟で弾力的な条項を規定できます。

## 5 任意後見人に対する指導監督



